

災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金  
実施要領

第1 補助対象となる災害の範囲

- (1) 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金で補助対象となる「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害であって、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発351）第2及び第3の第1項に準じて取り扱うものとする。
- (2) 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱第3条にいう「その他の事由」とは、災害に起因しないが、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に基づく海岸保全区域以外の区域の海岸への大量の廃棄物の漂着による被害（以下「漂着ごみ被害」という。）をいう。

第2 補助対象事業等

1. 災害等廃棄物処理事業

(1) 補助対象事業の範囲

補助対象となる事業の範囲は次に掲げる事業である。

- ① 市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に定める特別区並びに第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業（民間事業者及び地方公共団体への委託事業を含む。以下同じ。）
- ② 市町村が特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく避難所の開設期間内のもの

(2) 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その詳細は別途定めるところによる。

- ① 労務費（「公共工事設計労務単価」の区分による）
- ② 自動車、船舶、機械器具の借上料
- ③ 自動車、船舶、機械器具の燃料費
- ④ 機械器具の修繕費
- ⑤ し尿及びごみの処分に必要な薬品費
- ⑥ 処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
- ⑦ 条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村である場合に限る。当該手数料に①から⑥の経費が含まれている場合には、当該経費を控除した額とする。）
- ⑧ 委託料

(3) 補助対象から除外されるもの

補助対象から除外される事業については次のとおりである。

- ① 1市町村の事業に要する経費が、指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19でいう指定都市をいう。以下同じ。)及び構成に指定都市を含む一部事務組合又は広域連合にあつては事業費800千円未満のもの
  - ② 1市町村の事業に要する経費が、その他の市町村及び構成に指定都市を含まない一部事務組合又は広域連合にあつては事業費400千円未満のもの
  - ③ 漂着ごみ被害にあつては、①又は②のほか、アからエのいずれかに該当するもの
    - (ア) 海岸保全区域内の漂着ごみ被害
    - (イ) 災害に起因しない漂着ごみ被害にあつては、1市町村における処理量が150m<sup>3</sup>未満のもの
    - (ウ) 著しく管理を怠り、異常に堆積させたもの
    - (エ) 国土交通省又は農林水産省所管の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の適用を受ける区域
- (4) 他の災害復旧事業との調整
- 他の災害復旧事業で補助対象となった事業については、災害等廃棄物処理事業において重複して補助対象とすることはできない。

## 2. 廃棄物処理施設災害復旧事業

### (1) 補助対象事業の範囲

補助対象となる事業の範囲は、都道府県、市町村、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第15条の5第1項の規定により指定を受けた法人(以下「廃棄物処理センター」という。)、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第5項に規定する選定事業者(以下「PFI選定事業者」という。)、広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)により設立した法人(以下「広域臨海環境整備センター」という。))及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「地方公共団体等」という。))が設置した施設であつて、次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。

- ① 一般廃棄物処理施設
- ② 浄化槽(浄化槽市町村整備推進事業実施要綱(平成6年10月20日衛浄第67号)及び公共浄化槽等整備推進事業実施要綱(令和2年3月31日環循適発第20033115号)による事業に限る。)
- ③ 産業廃棄物処理施設
- ④ 広域廃棄物埋立処分場
- ⑤ PCB廃棄物処理施設(中間貯蔵・環境安全事業株式会社が運営するものに限る。)

### (2) 補助対象経費

補助対象となる経費は、循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成17年4月11日

環廃対発第 050411001 号)、廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱(昭和 53 年 5 月 31 日厚生省環第 382 号)、広域廃棄物埋立処分場施設整備費国庫補助金交付要綱(平成 4 年 5 月 22 日厚生省生衛第 549 号)及び廃棄物処理施設整備費(PCB 廃棄物処理施設整備事業)国庫補助金交付要綱(平成 13 年 8 月 8 日環廃産第 369 号)を準用する。

(3) 補助対象から除外されるもの

補助対象から除外される事業については次のとおりである。

① 1 施設の災害復旧事業に要する経費が次の表に掲げる金額未満のもの

施設名	金額
一般廃棄物処理施設 し尿処理施設 コミュニティ・プラント 汚泥再生処理センター 生活排水処理施設 ごみ処理施設 廃棄物循環型処理施設 廃棄物運搬用パイプライン施設 埋立処分地施設 マテリアルリサイクル推進施設 エネルギー回収推進施設 有機性廃棄物リサイクル推進施設 最終処分場	それぞれの施設ごとに、市、廃棄物処理センター及び PFI 選定事業者にあつては 1,500 千円、町村にあつては 800 千円 ただし、一部事務組合又は広域連合については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあつては 1,500 千円、3 万人未満の組合にあつては 800 千円
浄化槽(浄化槽市町村整備推進事業及び公共浄化槽等整備推進事業)	市町村 400 千円
産業廃棄物処理施設	都道府県、市、廃棄物処理センター及び PFI 選定事業者にあつては 1,500 千円、町村にあつては 800 千円 ただし、一部事務組合又は広域連合については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあつては 1,500 千円、3 万人未満の組合にあつては 800 千円
広域廃棄物埋立処分場	市町村及び広域臨海環境整備センター 1,500 千円

PCB 廃棄物処理施設	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 1,500 千円
-------------	--------------------------

- ② 事務所、倉庫、公舎等の施設
- ③ 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの
- ④ 維持工事とみられるもの
- ⑤ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
- ⑥ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- ⑦ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

(4) 他の災害復旧事業との調整

河川、道路等公共土木施設に隣接する廃棄物処理施設の災害復旧事業を行う場合は、公共土木施設災害復旧事業と混同しないこと。

(5) その他

災害復旧事業の適正な実施のため、災害による被害であるものか、維持管理上の補修改修等の時期にきていたものかの判断がつくよう財産管理台帳等を常備し記録しておくこと。

### 第3 被害状況の報告

- (1) 地方公共団体等は、災害その他の事由が発生した場合には、速やかに被害状況を把握し、その被害の概況、被害額、その他参考となる事項について、様式第1号又は様式第2号を作成の上、都道府県を通じて環境大臣あてに提出するものとする（広域臨海環境整備センター及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社にあつては、都道府県を介さずに行うものとする）。
- (2) 都道府県は、管下の市町村から提出された様式第1号及び様式第2号を環境大臣あてに提出するに当たって、様式第3号を添付するものとする。
- (3) 被害額の算出にあたっては、正確にかつ速やかに行うものとし、報告後から実地調査の前までの間において所要経費に変更が生じた場合は直ちにその旨を報告するものとする。

### 第4 被害状況の実地調査

環境省は、第3による報告について、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日蔵計第2150号）により、実地調査を行い、国庫補助対象額を算定するものとする。

### 第5 事業計画の変更に伴う事前協議

(1) 災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の実施に際して、交付申請書の事業計画を変更する場合には、次に掲げるとおりとする。

① 事業費の増及び 30%を超える減

環境省と事前協議の上、変更交付申請の手続きを行うこと。ただし、第4で実施した実地調査時において必要性を認められずに補助対象外となった事業、実地調査時に申請のなかった事業内容の追加等の変更については原則として認められない。

② 事業費の 30%以下の減

環境省との事前協議は不要であり、事業実績報告において、減となった事由を報告書に付記すること。

③ 事業費の変更なし

環境省との事前協議は不要。

## 第6 電子情報処理組織による申請等

補助事業者は、第3条(1)、(2)の規定に基づく被害状況の報告については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

## 第7 電子情報処理組織による通知等

環境大臣は、前条の規定により行われた被害状況の報告に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項(特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害の取扱いを含む。)は、環境省環境再生・資源循環局総務課長、廃棄物適正処理推進課長、浄化槽推進室長又は廃棄物規制課長が別途定める。

(附則)

- 1 この要領は平成28年1月26日から施行する。
- 2 この要領の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、施行後の規定を適用する。

(附則)

- 1 この要領は令和2年7月3日から施行する。
- 2 この要領の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、施行後の規定を適用する。

(附則)

- 1 この要領は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、施行後の規定を適用する。